

令和6年度第5回川崎市環境影響評価審議会 次第

日 時 令和6年8月6日（火）午前10時 ～ 正午（予定）

場 所 オンライン会議（川崎市役所本庁舎 301、302会議室）

1 議事

- (1) 堤根処理センター整備事業に係る条例環境影響評価準備書について（答申案審議）
- (2) (仮称)ニトリ川崎DC新築工事に係る条例環境影響評価準備書について（事業者説明）

2 その他

資料1－1 堤根処理センター整備事業に係る条例環境影響評価準備書についての個別審査意見

資料1－2 堤根処理センター整備事業に係る条例環境影響評価準備書の審査結果について（答申案）

資料2 堤根処理センター整備事業に係る条例環境影響評価準備書

資料3 (仮称)ニトリ川崎DC新築工事（第2種行為）に係る手続経過

資料4 (仮称)ニトリ川崎DC新築工事条例環境影響評価準備書

資料5 (仮称)ニトリ川崎DC新築工事条例準備書の説明会の開催結果報告書

資料6 (仮称)ニトリ川崎DC新築工事に係る条例見解書

堤根処理センター整備事業に係る条例環境影響
評価準備書についての個別審査意見書

項目	個別審査意見
大気 (大気質) (佐田委員)	当事業では、煙突などの発生源が周辺住宅地に近接しており、工事中排ガスはもとより、供用時の短期濃度を含め自主基準値を遵守していることを、必要に応じて他の気象条件や設備の運転条件などを含めて慎重に確認する必要がある。また、複数の規制物質が含まれるため、周辺環境を事後調査などで引き続き確認することが必要である。
大気 (悪臭) (佐田委員)	廃棄物の貯留に関しては既存設備と比較で予測・評価され、その際にはピットからの空気を燃焼用として処理するなど新たな対策も考慮されている。ただ、当施設は周辺住宅地に近接しており、この予測・評価では不確かさが含まれているため、周辺へ悪臭が漏洩していないことを継続的に把握しておくことが求められる。
緑 (緑の質) (濱野委員)	植栽予定樹の地被類に「イノデ」がありますが、タブノキーイノデ群集から引用したものと思慮されます。緑地を造成した環境では「イノデ」の選択には疑義が生じます。 緑化エリアをゾーニング（表 1-20）しているので、他の植物種を複数（最低 4 種）選択することを求めます。
緑 (緑の質) (金澤委員)	既存樹木の取扱いについて、すべて伐採するということでしたが、準備書 p205 以降の現況調査の結果によると、表 9.7.1-2(1)、(2)に示されているように、計画地内の既存樹木の活力度は良好で、正常な結果が示されています。また一方で、新たな植栽予定樹種（表 9.7.1-6）にこれら既存樹種が含まれています。さらに、図 9.7.1-3 によれば、調査地点のいくつかは、今後中高木を植栽する予定の場所となっています。特に高木に関しては、生物多様性に配慮した計画という観点からも、既存樹木の利活用の検討が必要であり、伐採する個体については、その理由（根拠）を示すことが求められると考えます。

緑 (緑の質、緑の量) (神山委員)	まず、現況では、約 3,000 m²の土地にある既存樹 640 本のほとんどが A 判定かつ既存の建物配置と同等の配置であるにもかかわらず、すべて伐採する計画には問題がある。また伐採計画図（樹木位置図）の提出がないことも評価法としては問題である。1 本残らず伐採する根拠を示すべきである。 新規計画では、フラットグリーンゾーンを除いた緑地面積だけでも 4,500 m²ある（p.422）にもかかわらず 780 本の中高木にとどまり、川崎市緑化指針による植栽本数としては、780 本足りない。なお、現況では 3000 m²のうち 1000 m²は貧弱な植生地（p. 428）として評価しているにも関わらず、計画案では、さらに貧弱な密度で中高木を植栽する計画と言える。つまり、現況よりはるかに貧弱な植生地を計画していると言える。従って、緩衝帯ゾーンや都市型森林ゾーンとは名ばかりで、計画の妥当性が評価できない。加えて、生物多様性を謳うことについても同様に言える。
景観 (景観) (神山委員)	外壁の色彩については、明らかに周辺の環境との不調和を示しているため、検討すること。
地域交通 (交通安全、交通混雑) (田中委員)	ごみ関係車両の走行ルート図が示されていますが、搬入と退出が区別されていないので各交差点でどの方向からの流入・流出があるのかが判断できません。入退出を区別した形で作成していただければと思います。
その他 (神山委員)	敷地の外壁について、前面道路からセットバックしても死角となる視野範囲は変わらないので、外壁の配置、形状に対策を講じる等、安全を確保する必要がある。
環境配慮項目 (生物多様性) (南委員)	供用時に「水場」を創出するという点については会議でも質問をしたが、水盆程度のものでは「生物多様性」に配慮した対策とは考えられない。学校ビオトープ程度以上の水場環境を創出するならば良いが、そうではないのならばこの項目に「水場」の文言は不要だと思う。とくに十分に充実した緑地が確保されるのであれば。

環境配慮項目 (生物多様性) (濱野委員)	仮に水場へ生き物を呼ぶのであれば、図 1-21 緑化計画に「水場」が図示されていません。説明と図が矛盾しています。水場のことは表 1-20 緑化のコンセプトにも説明されていません。 「生物多様性」に配慮するのであれば誘致する生物群（例：水鳥を含む鳥類、蝶その他昆虫、貴重植物など）を明示して、計画すべきで安易に生物多様性を表明すべきではありません。
環境配慮項目 (気候変動の影響への 適応) (吉田委員)	治水・水害対策や暑熱対策について適切な配慮を期待しております。 電気設備の浸水対策などについて、現在のハザードマップを参考にされているとのことですが、既存のハザードマップは、これまでの記録に基づいています。計画施設の異常気象や海面上昇がより進んだ将来環境に晒されることを踏まえ、ハザードマップは最低限の目安（必ずしも安全レベルではない）と認識ください。なお将来リスクに関する情報も増えてきております（例：環境省事業、日立製作所開発の浸水予測 Web サービス「FloodS」）。 また、工事中の暑熱対策や、再植栽した場合の木々の提供元での影響、生態系への影響なども踏まえ、既存の植生を保全することを薦めます。

堤根処理センター整備事業に係る
条例環境影響評価準備書の
審査結果について（答申案）

令和 6 年 8 月

川崎市環境影響評価審議会

まえがき

堤根処理センター整備事業は、川崎市が、川崎区堤根 52 番及び幸区柳町 74 番 3 の約 2.6ha の区域において、老朽化した既存のごみ焼却処理施設を解体し、最新の技術を用いた新たなごみ焼却処理施設を建設するものである。

計画地は川崎区の北西端及び幸区の南端に位置し、計画地の用途地域は準工業地域である。現在は堤根処理センターの稼働は停止している。

計画地周辺は住宅地や鉄道等となっており、計画地周辺の主要な道路網は、南東側に一般国道 15 号（第一京浜）、北西側に一般国道 1 号（第二京浜）、北東側に県道川崎町田線（一般県道 140 号線）が通っている。計画地周辺の主要な鉄道路線は、南東側に東海道本線、京浜東北線及び京急本線、南西側に南武支線、北側に南武線が通っている。

本審議会では、当該地域の状況等を踏まえ、指定開発行為に係る条例環境影響評価準備書（以下「条例準備書」という。）等について総合的に審査し、次の結果を得たものである。

目 次

1	指定開発行為の概要	1
2	審査意見	4
	(1) 全般的事項	4
	(2) 環境影響評価項目に関する事項	4
	ア 温室効果ガス	4
	イ 大気（大気質、悪臭）	4
	ウ 地盤（変状）	4
	エ 土壌汚染	5
	オ 騒音・振動・低周波音	5
	カ 廃棄物等（一般廃棄物、産業廃棄物、建設発生土）	5
	キ 緑（緑の質、緑の量）	6
	ク 景観	6
	ケ 構造物の影響（日照阻害、テレビ受信障害）	6
	コ 地域交通（交通安全、交通混雑）	7
	サ 安全（火災、爆発、化学物質の漏洩等）	7
	シ その他	7
	(3) 環境配慮項目に関する事項	7
	ア 生物多様性	7
	イ 気候変動の影響への適応	7
	(4) 事後調査に関する事項	7
3	審議経過	8

1 指定開発行為の概要

(1) 指定開発行為者

名 称：川崎市

代表者：川崎市長 福田 紀彦

住 所：川崎市川崎区宮本町 1 番地

(2) 指定開発行為の名称及び種類

名 称：堤根処理センター整備事業

種 類：都市計画法第 4 条第 12 項に規定する開発行為（第 3 種行為）

廃棄物処理施設の新設（一般廃棄物処理施設の新設）（第 1 種行為）

（川崎市環境影響評価に関する条例施行規則別表第 1 の 1 の項及

び 7 の項に該当）

(3) 指定開発行為を実施する区域

位 置：川崎区堤根 52 番（以下「堤根敷地」という。）

幸区柳町 74 番 3（以下「柳町敷地」という。）

区域面積：約 26,000 m²

用途地域：準工業地域

(4) 計画の概要

ア 目的

老朽化した既存のごみ焼却処理施設を解体し、最新の技術を用いた新たなごみ焼却処理施設の建設

イ 土地利用計画

区分		面積	構成比
建物等	ごみ焼却処理施設（ランプウェイ、計量棟（搬入）、事務棟を含む）	約 8,000 m ²	約 30.8%
	計量棟（搬出）	約 80 m ²	約 0.3%
	洗車場・車庫	約 470 m ²	約 1.8%
	車庫・倉庫	約 690 m ²	約 2.7%
	合計	約 9,240 m ²	約 35.5%
構内道路等		約 9,310 m ²	約 35.8%
駐車場		約 750 m ²	約 2.9%
緑化地		約 6,500 m ²	約 25.0%
鉄塔		約 200 m ²	約 0.8%
合 計		約 26,000 m ²	100.0%

注）割合は小数点第2位を四捨五入しているため、小計が合わない場合がある。

ウ 建築計画

建築物名称	建築面積	延床面積	構造	階数	建物高さ	
ごみ焼却処理施設（ランプウェイ、計量棟（搬入）を含む）	約 8,000m ²	約 27,100m ²	鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリート造	地下1階 地上6階	建築基準法	地上約 35m
					実高さ	地下約 25m 地上約 39m
計量棟（搬出）	約 80m ²	約 80m ²	鉄骨造	地上1階	建築基準法・実高さ	地上約 6 m
洗車場・車庫	約 470m ²	約 470m ²	鉄骨造	地上1階	建築基準法・実高さ	地上約 9 m
車庫・倉庫	約 690m ²	約 1,380m ²	鉄骨造	地上2階	建築基準法・実高さ	地上約 10m
合計	約 9,240m ²	約 29,030m ²	—	—	—	—

注1） 建ぺい率は、堤根敷地が約 40 %、柳町敷地が約 15 %である。

注2） 容積率は、堤根敷地が約 129 %、柳町敷地が約 30 %である。

エ 処理施設計画

施設	項目	仕様等
ごみ焼却処理施設	施設規模	500t/24h (250t/24h×2 系列) 注)
	処理方式	ストーカ式 (ごみ焼却施設)
	搬入・ 処理日	搬入：6～7日/週 処理日：通年
	余熱利用	高効率の発電設備を設置し、施設内の電力を賄うとともに、余剰電力の売電を行う。また、蒸気についても、場内及び隣接するヨネッティー堤根に供給する。

注) プラスチック資源循環施策等の廃棄物減量施策により、当初想定のごみ排出量が減少するため、方法書時点の施設規模 (540t/24h) から縮小した。

2 審査意見

(1) 全般的事項

本指定開発行為は、老朽化した既存のごみ焼却処理施設を解体し、最新の技術を用いた新たなごみ焼却処理施設の建設するものであり、工事中や供用時における環境上の配慮が求められることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置等を実施するとともに、本審査意見の内容を確実に遵守する必要がある。

また、工事着手前に周辺住民等に対する工事説明等を行い、環境影響に係る低減策、問合せ窓口等について周知する必要がある。

(2) 環境影響評価項目に関する事項

ア 温室効果ガス

脱炭素社会の実現に向けて、温室効果ガスの削減に向けた一層の取組が求められていることから、計画建物のエネルギー使用量の削減等につながる対策を講ずるよう努める必要がある。

イ 大気（大気質、悪臭）

(ア) 大気質

ごみ焼却処理施設の稼働時には、運転条件等により排出ガス量や性状が変動することから、連続モニタリングや事後調査を行い、大気汚染物質の濃度等を把握する必要がある。

また、計画地及び工事用車両ルートが住宅等に近接していることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底する必要がある。

(イ) 悪臭

当施設は周辺住宅地に近接しており、周辺へ悪臭が漏洩していないことを把握しておくとともに、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底する必要がある。

ウ 地盤（変状）

計画地が住宅地及び鉄道に近接していることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底する必要がある。

エ 土壌汚染

土壌汚染の調査・対策の実施に当たっては、市関係部署と協議する必要がある。

オ 騒音・振動・低周波音

(ア) 騒音

計画地及び工事用車両ルートが住宅等に近接していることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底するとともに、工事工程、作業時間、工事用車両の運行時間等について、工事着手前に周辺住民等への周知する必要がある。

(イ) 振動

計画地及び工事用車両ルートが住宅等に近接していることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底するとともに、工事工程、作業時間、工事用車両の運行時間等について、工事着手前に周辺住民等へ周知する必要がある。

(ウ) 低周波音

計画地が住宅等に近接していることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底する必要がある。

カ 廃棄物等（一般廃棄物、産業廃棄物、建設発生土）

(ア) 一般廃棄物

計画地が住宅等に近接していることから、焼却灰の搬出に当たっては、周辺環境への影響を防止するため、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底する必要がある。

(イ) 産業廃棄物

既存の煙突等の解体時にダイオキシン類等の飛散が懸念されること、また、既存施設の一部でアスベスト含有建材を使用していることから、既存施設の解体等に当たっては、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底する必要がある。

(ウ) 建設発生土

処理する建設発生土については、再利用等を含めた処理方法について、その実施内容を市に報告する必要がある。

キ 緑（緑の質、緑の量）

(ア) 緑の質

既存樹木の保全を検討するとともに、伐採する樹木についてはその理由を条例評価書にて明らかにするとともに、植栽予定の地被類については、各ゾーニングの成育環境に合わせて適切に選択する必要がある。

また、樹木の植栽に当たっては、その時期、養生等について十分配慮するとともに、植栽基盤の整備に当たっては、樹木の育成を支える十分な土壌厚の確保について、市関係部署と協議する必要がある。

(イ) 緑の量

緑化のコンセプトとして示された4つの緑化エリアについて、計画の詳細を条例評価書で明らかにする必要がある。また、できるだけ高木及び中木の植栽本数を増やすとともに、計画地内の樹木等について、適正な管理及び育成に努める必要がある。

ク 景観

建物の形状、外壁の色彩等については、川崎市景観計画を踏まえるとともに、市の関係部署との協議を行う必要がある。

ケ 建造物の影響（日照障害、テレビ受信障害）

(ア) 日照障害

日影の影響を比較的大きく受ける建物については、その影響の程度について住民等に説明する必要がある。

(イ) テレビ受信障害

障害が発生したときの問合せ窓口を関係住民に明らかにし、その対策については確実に実施する必要がある。

コ 地域交通（交通安全、交通混雑）

計画地及び工事用車両ルートが住宅等に近接していることから、工事に当たっては、交通安全対策を最優先するとともに、事前に周辺住民等に対し工事説明等を行い、交通安全対策や工事中の問合せ窓口等について周知を徹底する必要がある。

サ 安全（火災、爆発、化学物質の漏洩等）

計画地が住宅等に近接していることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底する必要がある。

シ その他

敷地境界線上に配置される外塀の配置、形状については、歩行者の視野等にも配慮した計画とする必要がある。

(3) 環境配慮項目に関する事項

条例準備書に記載した「地震時等の災害」、「生物多様性」、「地球温暖化対策」、「気候変動の影響への適応」、「酸性雨」及び「資源」の各項目における環境配慮の措置については、その積極的な取組を図るとともに、具体的な実施の内容について市に報告する必要がある。

ア 生物多様性

生物多様性に配慮した「水場」の設置にあっては、その効果の程を改めて検討する必要がある。

イ 気候変動の影響への適応

治水・水害対策については、異常気象や海面上昇に関する最新の将来リスク情報を参考にしつつ、電気設備の浸水対策等を行う必要がある。

(4) 事後調査に関する事項

事後調査については、工事中の「土壌汚染」及び「産業廃棄物」、供用時の

「大気質」及び「緑の質」を行うとしているが、条例準備書に記載した事後調査の内容に加え、環境影響評価項目に関する事項で指摘した内容を踏まえて計画的な事後調査を行う必要がある。

また、事後調査の結果、条例準備書で予測した数値を超えること等により、生活環境の保全に支障が生じる場合は、直ちに市に連絡するとともに、生活環境を保全するための適切な措置を講ずる必要がある。

3 審議経過

令和元年	6月26日	市長から審議会に条例方法書について諮問
	6月26日	審議会（現地視察、事業者説明及び審議）
	8月20日	審議会（答申案審議）
	8月21日	審議会から市長に条例方法書について答申

令和2年	9月16日	市長から審議会に条例方法書について諮問
	9月16日	審議会（事業者説明及び審議）
	10月21日	審議会（答申案審議）
	10月22日	審議会から市長に条例方法書について答申

令和6年	6月19日	市長から審議会に条例準備書について諮問
	6月19日	審議会（事業者説明及び審議）
	8月6日	審議会（答申案審議）

(仮称)ニトリ川崎 DC 新築工事（第 2 種行為）に係る環境影響評価の手続経過

手続経過

令和 6 年 1 月 2 9 日 指定開発行為実施届の受理、条例準備書の受領

2 月 9 日 条例環境影響評価準備書の公告及び縦覧開始

3 月 2 5 日 条例環境影響評価準備書の縦覧終了、意見書の提出締切

意見書の提出 1 名 1 通

3 月 2 7 日 現地視察

7 月 5 日 条例見解書の公告及び縦覧開始

7 月 1 9 日 条例見解書の縦覧終了

(公述の申出がなかったため公聴会の開催なし)

8 月 6 日 市長から審議会宛て諮問

8 月 6 日 審議会（事業者説明）